

田原浦片土地区画整理組合企業誘致情報提供報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原浦片土地区画整理組合が販売する事業用地の企業誘致を促進するため、立地を希望する企業に関する情報提供及び誘致に貢献した者に対し、情報提供報奨金を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地 田原浦片土地区画整理組合の企業用保留地及び販売する企業用地
- (2) 立地希望企業 組合から事業用地を取得しようとする企業をいう。
- (3) 情報提供者 立地希望企業に関する情報を提供する者をいう。
- (4) 情報提供報奨金 情報提供者からの情報により、立地希望企業が事業用地を取得した場合に、理事長が情報提供者に支払う報奨金をいう。

(情報提供の方法)

第3条 立地希望企業に関する情報の提供は、情報提供者が立地希望企業情報提供書（以下「企業情報提供書」という。）を持参して組合に提出することにより行うものとする。

(情報提供者の要件)

第4条 立地希望企業に関する情報を提供できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第3号に規定する法人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、立地希望企業情報提供者として理事長が適当であると認めた者

(情報提供者の欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず情報提供者の資格を有しない。

- (1) 立地希望企業（法人である場合は、その役員を含む。）又は立地希望企業と雇用関係にある者
- (2) 愛知県議会議員、田原市議会議員、愛知県職員、田原市職員、浦片土地区画整理組合組合員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等又は同条第6号に規定する暴力団員。
- (4) 前号に規定する者が役員を務める法人
- (5) 未成年者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、理事長が不相当と認める者

2 理事長は、必要に応じ、前項第3号又は第4号に該当する者か否かを警察署に対して確認を行うことができる。

(企業情報提供書受理証の交付)

第6条 理事長は、情報提供者から企業情報提供書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めるときは、企業情報提供書受理証(以下「受理証」という。)を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受理証を交付しないものとする。

- (1) 組合が既に把握している立地希望企業情報であるとき。
- (2) 立地希望企業が望む事業用地が、既に他の立地希望企業との間で交渉成立済みである場合、又は交渉が進行しているとき。
- (3) 理事長が土地利用計画の見地から誘致することが適当でないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不相当と認めるとき。

(情報提供報奨金交付決定通知及び情報提供報奨金の支払)

第7条 理事長は、受理証を交付したときから1年以内(理事長がやむを得ない事情があると認めた場合を除く。)に、受理証に記載された企業と土地売買契約を締結し、土地売買代金を完納し、かつ、土地の引渡しを完了した場合には、引渡し完了の日から1か月以内に企業誘致情報提供報奨金交付決定通知書により、情報提供者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による通知を行った後、情報提供者から情報提供報奨金に係る請求書その他支払いに必要な書類が提出された場合には、速やかに情報提供報奨金を支払うものとする。

(情報提供報奨金の額)

第8条 情報提供報奨金の額は、土地売買契約書に記載された土地売買代金に100分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

2 交通費、通信費等の実費の弁済は行わない。

(受理証の無効)

第9条 理事長は、第6条の規定により受領証を交付した後、情報提供報奨金の支払いに至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該案件に係る受理証を無効とし、情報提供報奨金を支払わない。

- (1) 情報提供者が、情報提供報奨金を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 情報提供者の不正又は不当な行為等により、立地計画企業情報を入手したことが明らかになったとき、又は企業情報提供書に事実と異なる記述があったとき。
- (3) 情報提供者が、第5条の欠格条項に該当することが判明したとき、又は欠格条件に該当することになったとき。
- (4) 受理証を交付したときから1年以内に土地売買成立に至らなかったとき、又は土地売買成立に至る見込がないこととなったとき。

2 理事長は、前項の規定により交付決定を無効としたときは、当該情報提供者に対し、その旨を通知するものとする。

(情報提供報奨金の返還)

第10条 理事長は、情報提供者が偽りその他不正の手段によって情報提供報奨金の交付を受けたことが明らかになったときは、その情報提供報奨金を返還させることができる。

(紛争の解決)

第11条 情報提供者への受理証又は情報提供報奨金の交付に関して、情報提供者と立地希望企業又は第三者との間で紛争が生じたときには、情報提供者の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び様式は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

立地希望企業情報提供書

年 月 日

田原浦片土地区画整理組合 理事長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号(連絡先)

田原浦片土地区画整理区域内に立地を希望する企業がありますので、田原浦片土地区画整理組合企業誘致情報提供報奨金交付要綱第3条の規定により情報を提供します。なお、私は同要綱第5条第1項のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 企業名
- 2 企業の業種
- 3 企業所在地
- 4 代表者名
- 5 担当者名
- 6 電話番号
- 7 希望区画又は面積
- 8 その他資料

(様式第2号)

企業情報提供書受理証

田浦片区第 号
年 月 日

様

田原浦片土地区画整理組合
理事長 印

審査の結果、提出された立地希望企業情報提供書の受理を決定しましたので、田原浦片土地区画整理組合企業誘致情報提供報奨金交付要綱第6条の規定により受領証を交付します。

(様式第3号)

企業誘致情報提供報奨金交付決定通知書

田浦片区第 号
年 月 日

様

田原浦片土地区画整理組合
理事長 印

年 月 日付けで受理した立地希望企業情報提供書について、下記のとおり企業誘致情報提供報奨金の交付を決定しましたので、田原浦片土地区画整理組合企業誘致情報提供報奨金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 立地企業名
- 2 決定した報奨金の額

円

(様式第4号)

企業誘致情報提供報奨金請求書

年 月 日

田原浦片土地区画整理組合 理事長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

電話番号(連絡先)

年 月 日付け 田浦方区第 号で交付決定の通知がありましたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

銀行 信用金庫 信用組合 店 農業協同組合									
預金種別	普通・当座・()			口座番号					
フリガナ									
口座名義									

